

消防同意等の手続きに関するよくある質問

Q 1 建築確認申請に伴う消防同意等の審査や相談する窓口を教えてください。

- A 1 申請の別、建築物の階数、用途等に応じ、下表のとおり消防局予防部予防課設備係又は所轄消防署予防課予防係が申請等の受付窓口となります。電話にてご予約の上、ご相談ください。

窓 口	申請等	建築確認申請書		計画通知書	
	建築物の 工事種別	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替 (建築設備の通知書を含む)	用途変更	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替	用途変更
	規模	階数5以上	階数1から4まで (通知住宅を含む)	全て	全て
	消防局予防部予防課設備係	○	—	—	○
	所轄消防署予防課予防係	—	○	○	—

Q 2 用途変更を伴う増築工事を行う建築確認申請の場合、消防同意等の審査や相談する窓口を教えてください。

- A 2 増築の工事にかかわらず用途変更を伴う建築確認申請については、所轄消防署予防課予防係が申請等の受付窓口となります。電話にてご予約の上、ご相談ください。

Q 3 建築確認申請をする場合に消防用として用意する図書はありますか。

- A 3 消防用として用意していただく図書はありません。

Q 4 確認申請図書に外壁に設ける開口部の建具表を添付しなければなりませんか。

- A 4 外壁の開口部が避難上又は消防活動上有効なものであるか否かにより、適用される消防用設備等の技術基準が異なりますので、この開口部の詳細（ガラス種別、厚み、寸法等）に関する資料の添付又は記載をお願いしています。

提出された確認申請図書において外壁の開口部の詳細が確認できない場合は、避難上又は消火活動上有効な開口部がないもの（無窓階）として取り扱います。

Q 5 建築確認申請等の事前審査は行っていますか。

- A 5 建築確認申請書の写し等による事前審査は行っていないませんが、窓口での事前相談は行っています。

Q 6 消防同意の手続きにはどのくらいの期間がかかりますか。

A 6 防火に関する規定に違反しないものであれば、建築基準法第 6 条第 1 項第 3 号に係る場合にあっては 3 日以内、その他の場合にあっては 7 日以内に同意します。

Q 7 平成 17 年総務省令第 40 号による特定共同住宅等の建築を計画していますが、相談、手続等の窓口を教えてください。

A 7 計画地を管轄する消防署予防課が窓口となります。なお、消防同意前に消防用設備等特例適用申請書を消防署に提出し、消防署長の承認を受けてください。

Q 8 建築予定の建物に屋内消火栓設備に代えてパッケージ型消火設備を設置したい場合やスプリンクラー設備に代えてパッケージ型自動消火設備を設置したい場合の相談、手続等の窓口を教えてください。

A 8 計画地を管轄する消防署予防課が窓口となります。なお、消防同意前に消防用設備等特例適用申請書を消防署に提出し、消防署長の承認を受けてください。

Q 9 指定確認検査機関に仮使用の認定を申請する場合、消防機関と協議する必要はありますか。

A 9 指定確認検査機関に仮使用の認定を申請する場合については、消防と協議する必要はありません。

Q 10 消防用設備等の着工届や設置届に関する相談窓口を教えてください。

A 10 消防用設備等の着工届、設置届に関する相談は、届出先となる所轄消防署予防課予防係が窓口となります。

(備考)

ご不明な点は、予防部予防課設備係 (044-223-2713、2714、2723) にお問い合わせください。
なお、受付時間は開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなっています。